



鳥取県公報

平成 29 年 6 月 27 日 (火)
第 8 9 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (446) (名古屋代表部) 2
	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (447) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (448) (〃) 2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (449) (園芸試験場) 2
	過疎地域自立促進特別措置法による町道の改築に関する工事の開始 (450) (道路企画課) 3
◇ 労委告示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等 (2) (労働委員会事務局) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 4
◇ 雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成28年度の決算の要旨 (地域振興課) 7

告 示

鳥取県告示第446号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
名古屋駅における鳥取県PRイベント業務プロポーザル審査会	名古屋駅で実施する鳥取県PRイベント業務に係る受託者の選定に関する事項	平成29年7月21日から同年9月20日まで	名古屋代表部

鳥取県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名称(氏名)	所在地(住所)	変更年月日
医療法人ささき皮フ科整形外科クリニック	鳥取市岩倉452-30	平成29年3月31日

鳥取県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	小規模多機能型居宅介護事業所ゆう	鳥取市佐治町古市8-2	小規模多機能型居宅介護	平成29年5月31日

鳥取県告示第449号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年6月27日

鳥取県園芸試験場長 村 田 謙 司

1 委託の相手

地方卸売市場東亜青果株式会社境港青果市場

2 委託期間

平成29年6月7日から平成30年3月31日まで

鳥取県告示第450号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を次のとおり開始するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成29年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
大山町道中山インター線	西伯郡大山町赤坂字井手領375地先から同町赤坂字向田650地先まで	改築	平成29年7月1日
	西伯郡大山町赤坂字向山652地先から同字641-1地先まで		

労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり告示する。

平成29年6月27日

鳥取県労働委員会会長 濱 田 由 紀 子

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
石 黒 豊	境港市	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	平成29年5月24日
浦 木 恵 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 臨床心理士	〃
太 田 正 志	米子市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
門 脇 裕 之	〃	鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	〃
河 本 充 弘	鳥取市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
杉 山 尊 生	米子市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
竹 本 英 雄	鳥取市	元鳥取県労働委員会事務局長	〃
長 井 い ず み	〃	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	〃
濱 田 由 紀 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	〃
松 田 道 昭	東伯郡	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	〃
三 谷 裕 次 郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士	〃

山 本 信 善	〃	元倉吉簡易裁判所裁判官	〃
安養寺 淑 枝	〃	鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃
池 内 保 子	〃	元鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会 事務局長	〃
澤 田 陽 子	東伯郡	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部特別執行委員	〃
田 中 穂	〃	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	〃
弘 中 光 典	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 U Aゼンセン鳥取県支部長	〃
松 崎 浩 哉	米子市	鳥取県労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行 委員長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
若 槻 千 鶴	米子市	日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部執行 委員	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社いない取締役会長	〃
江 尻 敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員 共和水産株式会社顧問	〃
柴 田 耕 志	倉吉市	倉吉商工会議所事務局長	〃
竹 上 順 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 株式会社インタープロス代表取締役	〃
林 浩 志	鳥取市	鳥取商工会議所事務局長	〃
宮 城 定 幸	〃	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
山 根 淳 史	米子市	米子商工会議所専務理事	〃
和 田 好 生	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	〃
安 本 俊 夫	〃	鳥取県労働委員会事務局長	平成28年4月13日
佐々木 登美雄	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成23年1月1日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年6月27日

鳥取県立鳥取工業高等学校長 上 原 正 樹

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立鳥取工業高等学校CAD実習室パソコンほか

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成29年10月1日から平成34年9月30日まで

(4) 納入期限

平成29年9月29日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年7月5日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年6月27日（火）から同年8月10日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年6月27日（火）から同年8月10日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達の公告に示した物品を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取工業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒689-1103 鳥取市生山111

鳥取県立鳥取工業高等学校

電話 0857-51-8011

電子メール toriko-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成29年6月27日(火)から同年7月21日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年8月10日(木)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月9日(水)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年7月21日(金)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計

規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers

(2) July 21, 2017 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 10, 2017 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(August 9, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Technical High School 111 Shozan, Tottori-shi, Tottori 689-1103 Japan

TEL : 0857-51-8011

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月27日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 宮 脇 正 道

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	12	31

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般		市町村長	特定消防	市町村長 長期	任意継続	計	第3号厚生 年金被保険者
組 合 員 (人)	6,334	(163)	18	725	1	101	7,179	7,070
標準報酬月額 (千円)	長期	2,295,958 (50,428)	11,100	259,164	620		2,566,842	2,561,912
	短期	2,352,298 (52,108)	14,800	259,164	830	31,562	2,658,654	
一人当たり標準報酬月額(円)	長期	362,481 (309,374)	616,666	357,467	620,000		362,650	362,363
	短期	371,376 (319,680)	822,222	357,467	830,000	312,495	370,337	

()は特別職を内書 項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	物 資	計
人 員	8	3	21	5	1	38

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保 険	退職等年金	経過的長期	経過的預託 金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
収入											
負担金	2,162,953	5,450,141	299,581	66,010		80,644	122,083				
掛金(厚年は組合員保険料)	2,185,597	3,484,033	299,578				117,940				
施設収入・商品売上								553,866			
利息及び配当金	208				22,157	31	44	143	167,549		4
その他の収入	233,513					41,173	11,000	28,911	17,572	21,457	16,069
他経理から繰入						14,914		91,779			
前年度支払準備金	308,290										
計	4,890,561	8,934,174	599,159	66,010	22,157	136,762	251,067	674,699	185,121	21,457	16,073
支出											
給付	2,080,847										
役員員給与						66,116	19,414	325,351	49,815		5,108
旅費・事務費						5,341	2,486	2,958	4,236	268	902
商品仕入								13,475			
飲食材料費								143,850			
委託費						3,642	14,523	26,808	2,315	31	11,971
支払利息					22,157			1,358	88,898	19,249	
前期高齢者納付金	911,734										
後期高齢者支援金	801,294										
老人保健拠出金	19										
退職者給付拠出金	51,384										
介護納付金	355,448										
連合会払込金・連合会拠出金	247,457	8,934,174	599,159	66,010			1,759			1,153	
固定資産売却損								893,779			
その他の支出	2,438					62,555	150,486	430,142	21,196	1,443	1,046
他経理へ繰入	14,914						91,779				
次年度支払準備金	316,370										
計	4,781,905	8,934,174	599,159	66,010	22,157	137,654	280,447	1,837,721	166,460	22,144	19,027
差引当期利益金又は当期損失金(△)	108,656	0	0	0	0	△ 892	△ 29,380	△ 1,163,022	18,661	△ 687	△ 2,954

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保 険	退職等年金	経過的長期	経過的長期預託金 管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
資産											
流動資産	1,238,989	538,143	37,689	480	62,179	132,501	252,661	781,191	1,458,605	51,288	16,626
固定資産					872,770	1,931	232	1,086,037	10,289,069	691,450	
繰延資産											
資 産 合 計	1,238,989	538,143	37,689	480	934,949	134,432	252,893	1,867,228	11,747,674	742,738	16,626
負債											
流動負債	186,642	538,143	37,689	480		9,840	55,043	222,551	10,868,069	127	536
固定負債	316,370				934,949	95,834	69,881	170,576	15,330	732,131	4,868
負 債 合 計	503,012	538,143	37,689	480	934,949	105,674	124,924	393,128	10,883,399	732,258	5,404
純資産											
資本剰余金								974,611			
利益剰余金又は欠損金(△)	735,976					28,758	127,969	499,489	864,275	10,480	11,222
純 資 産 合 計	735,976	0	0	0	0	28,758	127,969	1,474,100	864,275	10,480	11,222
負債・純資産合計	1,238,989	538,143	37,689	480	934,949	134,432	252,893	1,867,228	11,747,674	742,738	16,626

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。